

宅地造成等規制法

許可申請書作成要領
及び技術的基準概要等

金沢市

目 次

許可申請書作成要領

1	許可申請書類の整備	-----	1
2	許可申請書の記入要領	-----	1
3	注意事項	-----	3
4	許可申請添付書類	-----	4
5	許可申請書添付図面作成要領	-----	5
6	計算書の作成要領	-----	9

技術的基準概要

1	定義等	-----	1 1
2	地盤	-----	1 2
3	擁壁設置基準	-----	1 4
4	擁壁の構造	-----	1 6
5	がけの保護	-----	2 4
6	排水施設	-----	2 5

宅地造成工事施行に伴う注意事項

1	工事着手について	-----	2 6
2	工事施行状況報告書について	-----	2 7
3	工事の記録について	-----	2 7
4	工事の変更届について	-----	2 7
5	承継届について	-----	2 8
6	造成主等の住所変更について	-----	2 8
7	工事の中止（再開）について	-----	2 8
8	工事の取りやめ届について	-----	2 8
9	完了検査について	-----	2 8

許可申請書作成要領

1. 許可申請書類の整備

- (1) 申請書類は「許可申請添付書類」に基づき、A4版でまとめて提出してください。
- (2) 図面は「許可申請書添付図面作成要領」に基づき、一括して図面袋に入れてください。
- (3) 図面袋には納入図書の整理番号、図書名及び縮尺を表にまとめて書いてください。
- (4) 各図面(折りたたみ済のもの)の表に整理番号、図書名及び縮尺を記入してください。

2. 許可申請書の記入要領

- (1) 申請者氏名欄
 - ア 申請を代理人に委任するときはその氏名を記載し、委任状を添付してください。
 - イ 申請者が2人以上のときは代表者を決め代表者の申請とし、他の人は委任状を添付してください。
- (2) 造成主住所氏名（1欄）
代表者名で電話番号まで明記してください。
- (3) 設計者住所氏名（2欄）
設計者に資格が必要なときは、番号を赤色の○で囲み、資格証明書を添付してください。
- (4) 工事施工者住所氏名（3欄）
未定の時は未定と記入し、速やかに施工者を決め、現場管理者選定届と合わせて工事着工前に届け出してください。
- (5) 宅地の所在及び地番（4欄）
地番が多筆にまたがるときは代表地番を記入し、別添として地番表を添付してください。
- (6) 宅地の面積（5欄）
 - ア 許可申請に関連ある宅地の総面積であって、切土、盛土を行わない道路、

法面なども含みます。

イ 平方メートル未満の端数は切り上げてください。

(7) 切土又は盛土をする土地の面積（6欄イ）

ア 許可申請の直接対象となる土地の面積、即ち宅地造成である切土又は盛土をする土地の面積であり、手数料の額の対象となります。

イ 実測の面積としてください。

ウ 平方メートル未満の端数は切り上げてください。

(8) 切土又は盛土の土量（6欄ロ）

立方メートル未満の端数は切り上げてください。

(9) 擁壁（6欄ハ）

ア 図面上の番号と照合できるように番号を付けてください。

イ 構造は、擁壁の種別（L型鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック練積み造など）を記入してください。

ウ コンクリートブロック等工場製品使用の場合は、その製造会社名、商品名を併記してください。

エ 宅地造成等規制法施行令第15条に基づく認定擁壁を使用の場合は、その認定証の写し、製品詳細図を添付して下さい。

オ 鉄筋又は無筋コンクリート造擁壁の場合は必ず構造計算書を添付してください。

(10) 排水施設（6欄ニ）

ア 図面上の番号と照合できるように番号を付けてください。

イ 種類欄には側溝、暗渠、溜柵等の別と構造種類（U字溝、ヒューム管、及び現場打ちなど）を記入してください。

ウ 排水施設は法面排水溝も含みます。

(11) がけ面の保護の方法（6欄ホ）

ア 図面と照合できるように番号を記入してください。

イ 切土、盛土の区別を記入してください。

ウ 何種類もの工法を兼ねるときは併記してください。

エ 隣接する自然がけはその法面状態を記入してください。

オ 勾配（平均）と高さ（最高）を記入してください。

(12) 工事中の危害防止のための措置（6欄ヘ）

詳細は防災計画説明図（別添）により、ここでは総合的な概略を記入して

ください。

(13) その他の措置（6欄ト）

その他の工事で重要なものを記入してください。

(地盤改良、砂防堰堤、締固めなど)

(14) 工事着工、完了予定年月日（6欄チ、リ）

ア 着工とは、宅地の造成を目的として工事にかかる年月日をいいます。

イ 完了とは、本申請書による工事の全ての完了をいいます。

(15) 工程の概要（6欄ヌ）

別添工程表で示してください。

(16) その他必要な事項（7欄）

他の法令による関係官公署の手続き状況を記入してください。

* * 記載上の注意 * *

- 1 ※印欄以外はすべて記載し、不必要な欄には斜線を引いてください。
- 2 6欄で種類が多く書ききれない場合は、別紙に記入してください。
- 3 記入事項に変更があったときは、直ちに手続きをとってください。

3. 注意事項

- (1) 許可申請書類に重要な誤りがあったときは許可を取り消されます。
- (2) 許可申請書類が不備な場合は受理いたしません。
- (3) 将来において宅地以外のものにするとき、又は宅地とする可能性が全くないとき以外は、土取り、採石等でも宅地造成工事とみなします。
- (4) 許可申請書の記載事項を変更するときは申請者の印鑑が、設計図書の変更には設計者の印鑑が必要です。ただし、許可以後においての変更は、変更届を提出してください。（大規模な変更は再許可を要しますので、事前に相談してください。）
- (5) 不明な点は下記まで問い合わせてください。

金沢市 道路建設課
がけ地対策室
(220-2612)

4. 許可申請添付書類

番号	書類名	内容
1	許可申請書	前記説明により定める様式による。(正、副)
2	資格証明書 (法第9条第2項、政令第17条、第18条の場合)	次のいずれかを提出してください 1 履歴書(企業に属すときは責任者の証明をつける。) 最終学校卒業証明書(卒業証書の写しでも可) 2 1級建築士免許証等 3 研修終了証書(宅地造成技術講習会)
3	土地所有証明書	1 登記簿抄本※ 2 地番図(公図写し、申請地記入) 3 土地所有者の承諾書(造成主所有以外の土地に宅地造成工事をする場合)※
4	工事工程表	特に土工事について詳細に記入
5	排水管理者同意書	影響する範囲すべてを含む。※
6	その他申請済許可済の写し	農地転用、道路位置指定、開発許可、雨水排水協議等
7	添付図面	1 位置図 2 地形図 3 計画平面図 4 排水施設平面図 5 防災計画説明図 6 宅地縦横断面図 7 がけの断面図 8 擁壁構造図(断面図、背面図、詳細図) 9 その他土留め構造図 10 排水施設構造図 11 実測図
8	計算書	1 擁壁安定計算書 2 流量計算書 3 がけ安定計算書
9	地盤調査報告書	1 土質試験結果 2 試料採取箇所、採取方法 3 考察(実施機関の証明)

- (注) 1. いずれも正副同じものを添付してください。ただし、副本については、コピーでも可とします。
2. 開発許可申請と同時申請の場合※は省いても可とします。
(開発許可申請に添付すること。)

5. 許可申請書添付図面作成要領

	図面の種類	縮 尺	明示すべき事項	備 考
1	位 置 図	$\frac{1}{2,500}$ $\frac{1}{10,000}$	1 方位 2 道路、河川、人家、公共施設その他目標となる地物 3 申請箇所 4 流末処理河川等	☆明確に申請位置を示すこと（赤線で示す）。 ☆住宅明細図を使用しても可
2	地 形 図	$\frac{1}{250}$ $\frac{1}{1,000}$	1 方位 2 目標となる建物、施設、地物 3 標高差 2 m の等高線及び B・M の位置と高さ 4 宅地（申請総面積）の境界（赤線で示す） 5 集水区域 6 縦横断線の位置とその符号	等高線の記入は標準として宅地境界線外 50 m とし、必要に応じて拡大する。
3	計画平面図	$\frac{1}{250}$ $\frac{1}{1,000}$	1 方位 2 宅地境界線（赤線で示す） 3 縦横断線の位置とその符号 4 切土（赤）又は盛土（青）する土地の部分の色分け 5 各擁壁の計画高及び延長 6 道路勾配、幅員及び計画高 7 がけ、埋設構造物の位置、種別、構造図との照合記号 8 排水施設の位置と大きさ 9 がけの法面保護工法、法面排水施設	☆湧水、谷からの進入水、伏流水があるときは記入する。 ☆宅地周囲のがけは 2 m 間隔の等高線で記入し、その最高高さと平均法面勾配を記入する。

	図面の種類	縮 尺	明示すべき事項	備 考
4	排水施設平面図	$\frac{1}{250}$ $\frac{1}{1,000}$	1 排水施設の位置、種別、材料、形状（内のり寸法）、勾配、延長、流水方向、吐け口の位置、放流先の状態 2 場内外の集水状況を示す流水の方向 3 集水系統ブロック別の色分け 4 放流先排水路の名称、断面、寸法	排水の流量計算は集水区域をその集水状況により分割された集水系統ブロックに基づいて行う。
5	防災計画説明図	$\frac{1}{250}$ $\frac{1}{1,000}$	1 土工工事を行う時期と計画 2 土工工事中における排水の方法 3 土工工事に伴う災害防止計画 4 防災施設状況（防災貯水池、堰堤、仮排水路等の位置及び寸法）	防災計画については図面と文章で説明する。
6	宅地縦横断面図	$\frac{1}{250}$ $\frac{1}{1,000}$	1 測点 2 単距離（宅地面積が1500m ² を超えるとき。） 3 追加距離（宅地面積が1500m ² を超えるとき。） 4 地盤高（施工前） 5 計画高（施工後） 6 切土、盛土する部分の色分け 7 がけの勾配と高さ 8擁壁の位置と高さ	☆切土は赤、盛土は青で色分けする ☆測点距離は原則として20mとし、高低差の著しいところはプラス杭を設置する。 ☆がけの断面を兼ねる場合は区域外の地形も含んだ断面を少なくとも一区画一断面作成す

	図面の種類	縮 尺	明示すべき事項	備考
6	宅地縦横 断面図			る。 (災害上重要箇所 を含む。)
7	がけの 断面図	$\frac{1}{30}$ $\frac{1}{100}$	1 勾配、高さ 2 土質 3 切土（赤）、盛土（青） を色分けして区分する。 4 法面の状態（切盛のとき は法面保護工法、自然が けのときは現状につい て） 5擁壁の位置と高さ 6 がけ面及び上下における 排水状況、小段の位置 7 原則として 20 m 間隔に 断面をとる。	断面は区域外でもが けが隣接する場合は 明確に記入する。そ の他周囲に人家など がある場合はその位 置を記入し、防災上 重要な箇所について は、別に断面図を作 成する。
8	擁壁構造図	$\frac{1}{20}$ $\frac{1}{50}$	A 練石、コンクリートブロ ック積み造擁壁 1 勾配、高さ（地盤面より） 厚さ、根入れ深さ 2 組石、コンクリートブロ ック材寸法及び商品名、 材料名 3 裏当てコンクリートの品 質及び寸法 4 基礎構造の材料、品質、 寸法 5 透水層の品質、寸法 6 拥壁設置箇所前後の地盤 状況及び土質 7 天端盛土、土羽の勾配、 高さ、法面保護工法	☆擁壁の厚さは透水 層を含まない。 ☆根入れ深さは基礎 コンクリートの上 面部分までとする。 ☆認定ブロックと非 認定ブロック、玉 石、間知石とは擁 壁の規制基準が異 なるから注意する こと。 ☆擁壁の高さは原則 として、H = 5 m 以下とする。やむ を得ず 5 m を超え

	図面の種類	縮 尺	明示すべき事項	備考
8	擁壁構造図	$\frac{1}{20}$ $\frac{1}{50}$	8 水抜穴の材質、位置、寸法、数量 B 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造擁壁 1 使用コンクリートの品質 2 拥壁寸法（正面図、断面図） 3 鉄筋コンクリート造擁壁の場合は鉄筋寸法及びかぶり厚さ（配筋図の作成） 4 基礎構造の種別及び寸法 5 透水層の位置、材質、寸法 6 拥壁設置箇所前後の地盤面及び土質 7 天端より土羽のときはその勾配、高さ、法面保護工法 8 水抜穴の材質、位置、寸法、数量	る場合、擁壁の設計は擁壁背後の地盤調査に基づいて設計（安定解析）し、その資料も提出する。 ☆軟弱地盤、湧水、上載荷重等で災害の危険があるときは特に措置を講ずる。（控え壁、壁体の厚さを増すなど） ☆練石、コンクリートブロック積み造擁壁については、展開図を作成する。
9	その他土留め構造図	1/20～ 1/50	前段に準ずる。	
10	排水施設構造図	1/20 $\frac{1}{50}$	1 構造詳細図（寸法、材質） 2 幹線排水路縦断図（横の縮尺を平面図と同一にする）	開渠、暗渠、溜柵等（法面排水施設を含む）
11	実測図	1/250 $\frac{1}{2500}$	切土、盛土をする土地の面積と申請区域の総面積を区別して記入する。	申請書に記入した面積と等しい面積であること。

- (注) 1 地形図、計画平面図、排水施設平面図、防災計画説明図、宅地縦横断面図はできる限り同一縮尺とする。
- 2 同一図面で何種類もの図面を兼ねる方が分かりやすいときは兼ねることができる。

6. 計算書の作成要領

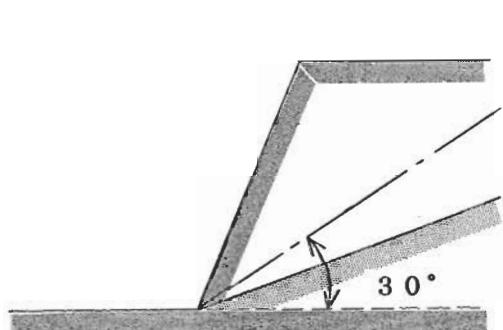
種類	必要とする場合	作成要領
1 擁壁 安定 計 算 書	<p>1 2m以上 の鉄筋 コンクリート造 擁壁(切土)</p> <p>2 2m以上 の無筋 コンクリート造 擁壁(切土)</p> <p>3 土質が軟弱なた めに特に断面を 厚くする必要が ある場合の練積 み造り擁壁</p> <p>4 上載荷重が $5kN/m^2$ (木造平 屋建程度) を超 える場合の認定 ブロックによる 練積み造擁壁 (注)</p> <p>1) 5mを超える擁 壁の設計は資格 を有する者に限 る。</p> <p>2) コンクリート擁 壁で盛土のとき は1m以上のと き必要</p>	<p>1 安定計算は、転倒、滑り、沈下に 対して、平常時と地震時において 検討する。</p> <p>2 安全率は転倒、滑りは1.5以上、 沈下は1.0以上とする。</p> <p>3 土圧、水圧による擁壁各部の応力 について検討する。</p> <p>4 擁壁前面の土は原則として計算に は考慮しない。</p> <p>5 上載荷重は特に定まっていない場 合は $10kN/m^2$ (木造2階程度) を使用する。</p> <p>6 壁面と土との摩擦角は特別の場合 を除き零度とする。</p> <p>7 土の強度、単位重量は重要な擁壁 については背面土の土質試験結果 によらなければならない。ただし、 一般の擁壁については、背面土が 切土の場合は実状に応じて、また 盛土の場合は施行令に定める数値 で計算することができる。</p> <p>8 鋼材、コンクリート、地盤及びく いの許容応力度及び支持力は、建 築基準法施行令第90条、91条、93 条、94条に定める数値(長期力) を準用する。</p>
2 流量計算書	特に軽微な工事を除 き、一般に排水施設 の断面決定は流量計 算により決定しなけ ればならない。ただし、 $1000m^3$ 以上のもの は市河川課と、1 万 m^3 以上のものは県	<p>1 集水区域を明示し、集水区域を流 入排出方向に従ってブロック割り をした後にそれぞれの排水施設の 排水能力が排出すべき雨水、湧水 その他の地表水等を支障なく流下 できるか検討する。</p> <p>2 $1000m^3$以上については、県および 市の雨水排水基準を順守すること</p>

種類	必要とする場合	作成要領
2 流量計算書	<p>河川課と雨水排水協議が必要 注) 切土、盛土する土地の面積が1000m²を超える場合の排水施設の設計は資格を有する者に限る。</p>	<p>3 1000 m²未満の排水施設については金沢市における確率降雨強度式を用い、7年確率以上を標準とする。</p> <p>4 流出係数については、造成区域内は0.9を標準とする。</p> <p>5 流速については、1.5m～3.0m/minを標準とする。</p> <p>6 地区外排水については該当排水施設の管理者の承諾を得ると同時に排水に支障ないか検討する。</p>
3 がけ安定計算書	<p>1 がけが硬岩盤のときは必要としない。</p> <p>2 軟岩の場合は勾配が60°以上のとき。</p> <p>3 風化岩の場合は勾配が40°以上のとき。</p> <p>4 砂利、真砂土、関東ロームその他これらに類するものの場合は勾配が35°以上のとき。</p> <p>5 その他の場合は勾配が30°以上のとき。</p> <p>6 切土で垂直高が2m以下の場合は必要としない。 (盛土の場合は1m以下)</p>	<p>1 計算に用いる土の強度、その他の数値は必ず土質試験の結果によらなければならない。</p> <p>2 いくつかの異なる地層より構成されているがけは、円弧すべり面を想定し、分割法によって行う。</p> <p>3 ほぼ単一の地層より構成されているがけはティラーの限界高を算定する公式によって検討しても差し支えない。</p> <p>4 安全率が1.5以上となったとき安定とする。</p>

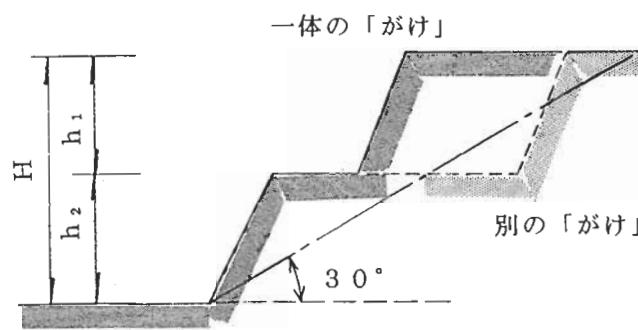
技術的基準概要

1. 定義等

- (1) 「がけ」とは地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外の土地をいう。（図 1）
- (2) 小段等によって上下に分離された「がけ」がある場合は下端より 30 度の線で一体の「がけ」と区別する。（図 2）
- (3) 擁壁の高さは地盤からの垂直高さ、勾配は擁壁前面の上端と下端を結ぶ線の勾配とする。（図 3）
- (4) 許可を要する宅地造成工事
- ア 切土で 2 m を超える「がけ」を生ずる場合（図 4）
 - イ 盛土で 1 m を超える「がけ」を生ずる場合（図 5）
 - ウ 切土と盛土を同時にを行う場合で 2 m をこえる「がけ」を生ずる場合（図 6）
 - エ 切土又は盛土をする面積が 500 m² をこえる場合



30 度より小……「がけ」でない



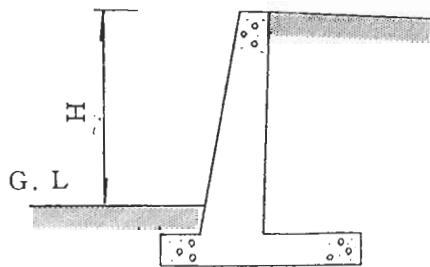
一 体 の 「がけ」 …… 高さ H

30 度より大……「がけ」である

別 の 「がけ」 …… 高さ h_1, h_2

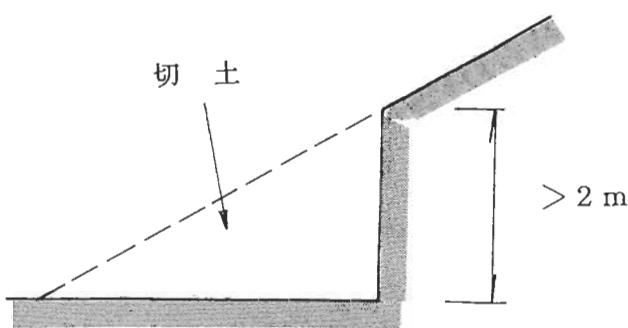
（図 1）

（図 2）

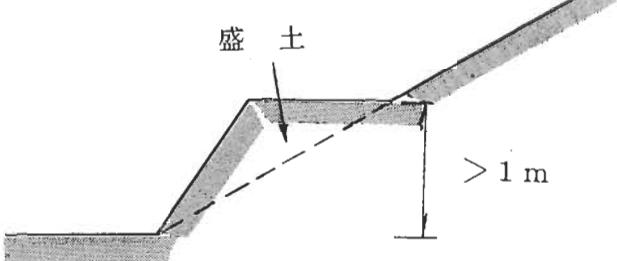


H : 擁壁の高さ（地盤面下の部分は高さに算入しない。）

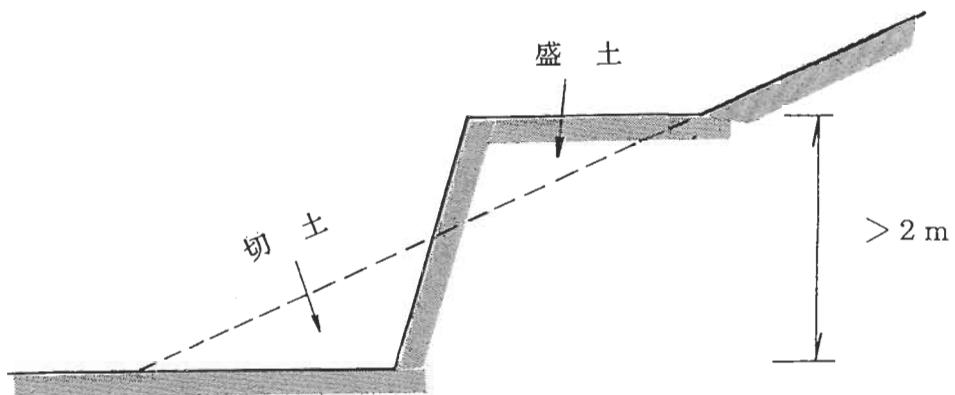
（図 3）



(図 4)



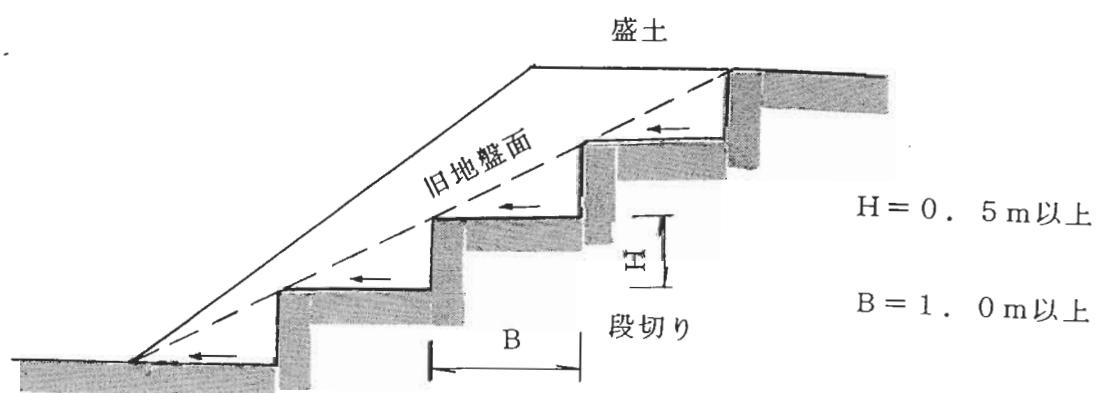
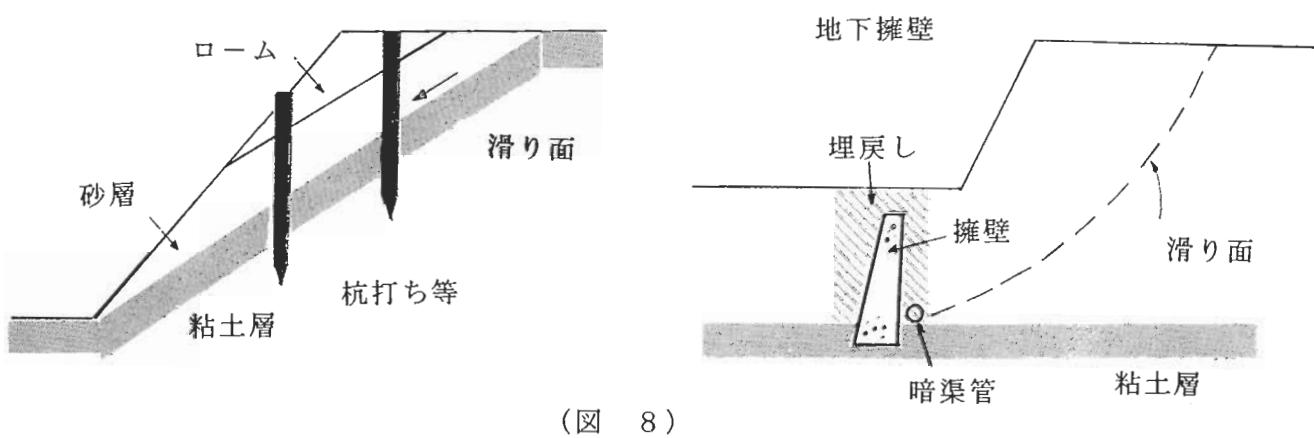
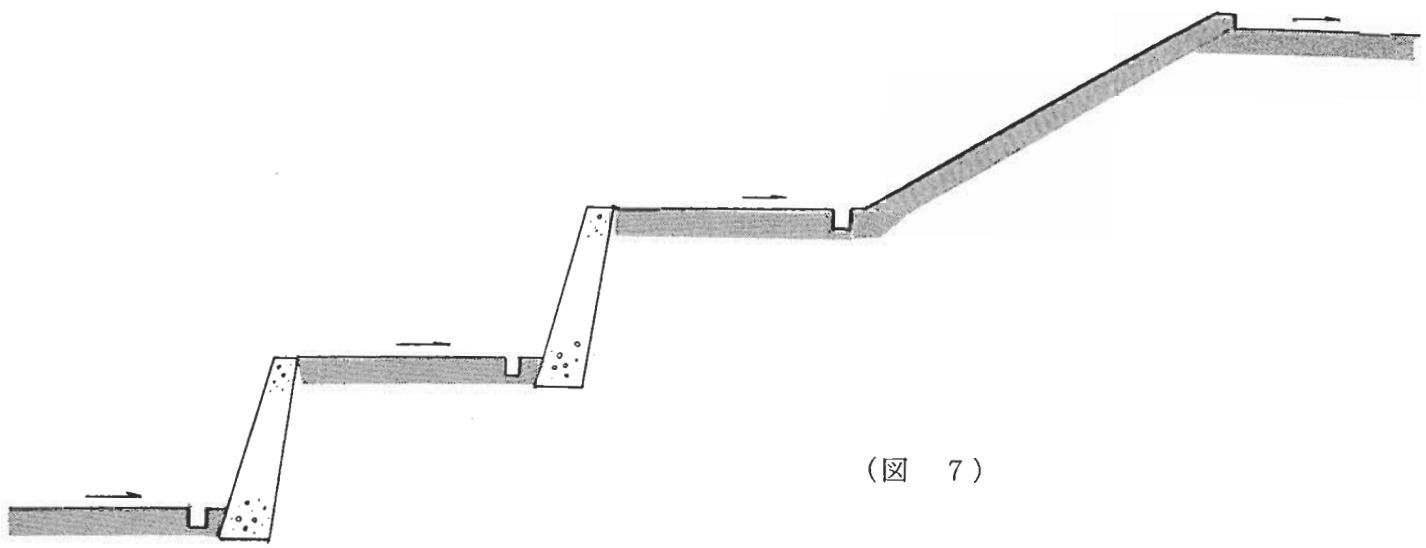
(図 5)



(図 6)

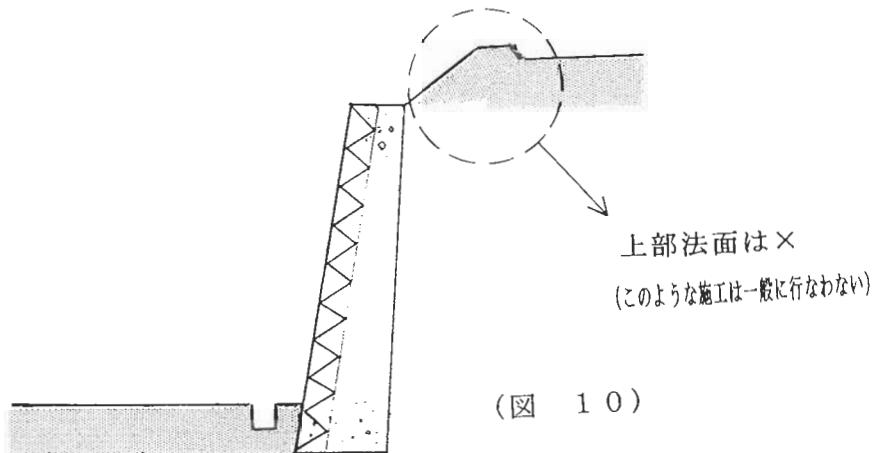
2. 地盤

- (1) 「がけ」又は斜面の上端に続く地盤面の勾配は、それらと反対方向に下り勾配をつけなければならない。(図 7)
- (2) 切土した後の地盤に滑りやすい層があるときは、滑りを防止するため、杭打ち、土の置換えその他の措置をしなければならない。(図 8)
- (3) 盛土をする場合には、原則として約30cmごとに層状に締固めを行い、充分に地盤を締固めなければならない。
(まき出し厚さは最も締固めに影響があり、まき出し厚さを厚くして強く転圧しても効果は薄いので注意すること。)
- (4) 傾斜地に盛土をする場合は旧地盤の軟弱土及び表土を除去し、旧地盤に段切りを行った後に盛土しなければならない。(図 9)
- (5) 盛土に際して草木はすべて伐採、除根すること。



3.擁壁設置基準

- (1) 盛土の「がけ」は、すべて擁壁で覆わなければならない。
- (2) 切土の「がけ」は、土質及び「がけ」の高さにより表1に基づいて緩和できる。(ただし、法面の保護は必要とされる。)
- ※5. がけの保護参照
- (3) 擁壁の上部が宅地の場合は擁壁上部には原則的に法面は作らない。(図10)



- (4) 必要な地盤調査（ボーリング、土質試験等）を行い、その実験結果、調査結果により「がけ」の安定計算を実施した結果、充分安定と考えられる場合は擁壁の設置義務は緩和される。

なお、計算方法については「許可申請書作成要領」を参照すること。

(表1)

土質	区分	擁壁 壁 不 要 要	がけ直 が垂擁	端離上 5m不 要まで	擁壁を 要すする
軟岩も(風化の著しく。)	がけ面下の角も度が60度以下	がけ面超のえ面が60度以下	がけをもが度の	がけ面超のえ面が60度以下	がけ面超の度の角え面が80度以下
風化の著しい岩	θ ≤ 60°	θ < θ ≤ 80°	θ > 80°	θ > 50°	θ > 45°
砂利、一真砂ム、土硬ら質ら 利東土類 砂開粘に	がけ面下の角も度が40度以下	がけ面超のえ面が40度以下	がけをもが度の	がけ面超の度の角え面が50度以下	がけ面超の度の角え面が45度以下

4. 擁壁の構造

(1) 義務設置の擁壁は鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、コンクリートブロック練積み造、間知石練積み造、その他の練積み造としなければならない。(コンクリートブロックは、比重、強度耐久性等が間知石と同等以上のものに限る。)

(2) 各種擁壁共通

- ア 擁壁の背面に設置する透水層はその全面に表2に基づいて設置し、透水層の上端は擁壁天端より高さの5分の1下方に、下端は最下部の水抜き穴の位置でとどめる。透水層の下方部分は捨コンクリート等で有効に埋戻しをしなければならない。
- イ 水抜き穴は壁面面積 3 m^2 に1箇所以上、直径7.5cm以上の大ささのものを設けなければならない。
- ウ 伸縮継目は原則として擁壁長さ20m以内ごとに1箇所以上設ける。
- エ 擁壁の屈曲する箇所は隅角を挟む二等辺三角形の部分をコンクリートで補強する。(図11)

(3) 練石、コンクリートブロック積み造擁壁(図12)

- ア 擁壁の勾配、高さ、根入れ深さ等は表3に定める基準に基づかねばならない。
- イ 組積材は控え長さを30cm以上とし、軽量、空洞コンクリートブロックなどの重量、強度、形状の点で不備なものは用いてはならない。
- ウ 載荷荷重が 5kN/m^2 以上となる場合は表3の基準より必要に応じて断面を大きくするか又は控え柱等の補強をしなければならない。

(4) 鉄筋(無筋)コンクリート擁壁(図13)

- ア コンクリートの4週圧縮強度は 18N/mm^2 以上としなければならない。
- イ 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、土に接しない部分は3cm以上、直接土に接する部分は4cm以上、基礎は捨てコンクリート部分を除いて6cm以上としなければならない。
- ウ 擁壁の構造、寸法は構造計算により安定を確かめなければならない。なお、計算方法については「6. 計算書の作成要領」を参照すること。なお、安定計算に用いる土の強度等については、特に重要な擁壁で土質試験の結果によらなければならないものの他は表4、図14に示す数値によることができる。

(5) 二段擁壁について

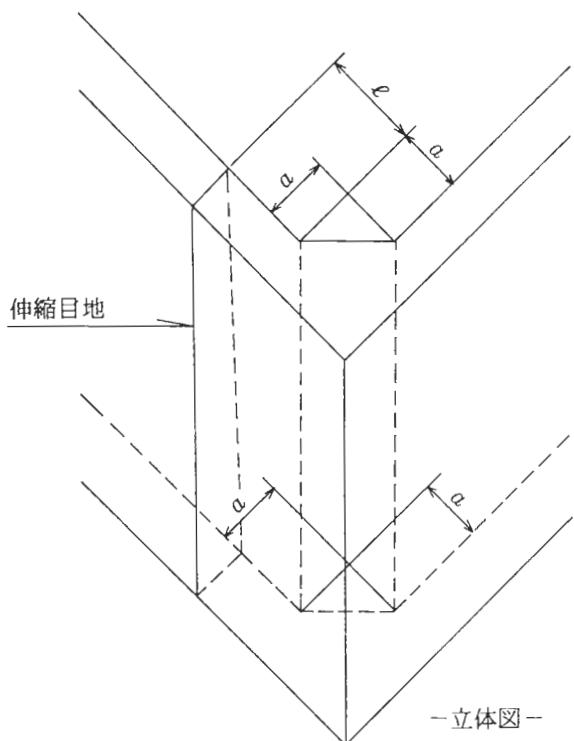
擁壁が上下二段にわたる場合、その上下関係は図15とし、その角度 θ については表5による。

(表 2)

擁壁の高さ (H) (m)	透水層の高さ	
	上 端	下 端
$H \leq 2$	30 cm 以上	35 cm 以上
$2 < H \leq 3$	30 cm 以上	40 cm 以上
$3 < H \leq 4$	30 cm 以上	50 cm 以上
$4 < H \leq 5$	30 cm 以上	60 cm 以上
$5 < H$	30 cm 以上	1 m 増すごとに 10 cm 加える

(図 11)

擁壁が折れ曲る場合は、隅部 ($60^\circ \leq \text{角度} \leq 120^\circ$) を補強すること。



○擁壁の高さが3.0m未満のとき

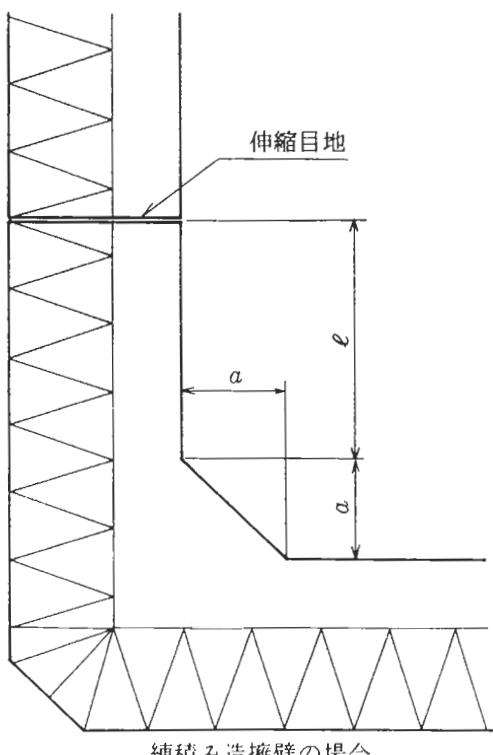
$$\alpha = 50\text{cm}$$

○擁壁の高さが3.0m以上のとき

$$\alpha = 60\text{cm}$$

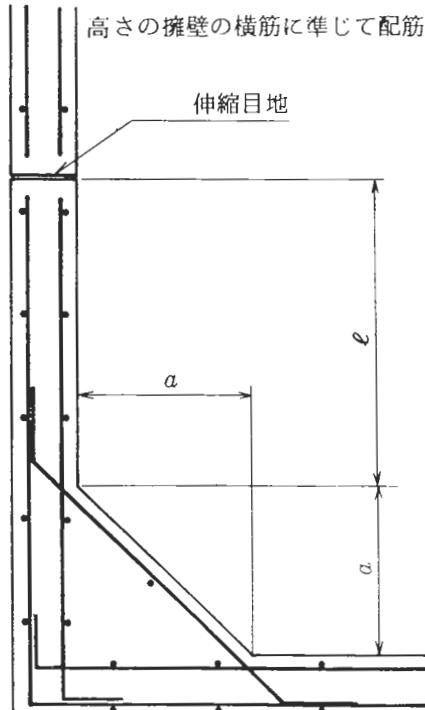
○伸縮目地の位置

ℓ は2.0m以上で擁壁の高さ程度とする。



-平面図-

鉄筋コンクリート造擁壁の隅部は該当する
高さの擁壁の横筋に準じて配筋すること。



鉄筋コンクリート造擁壁の場合

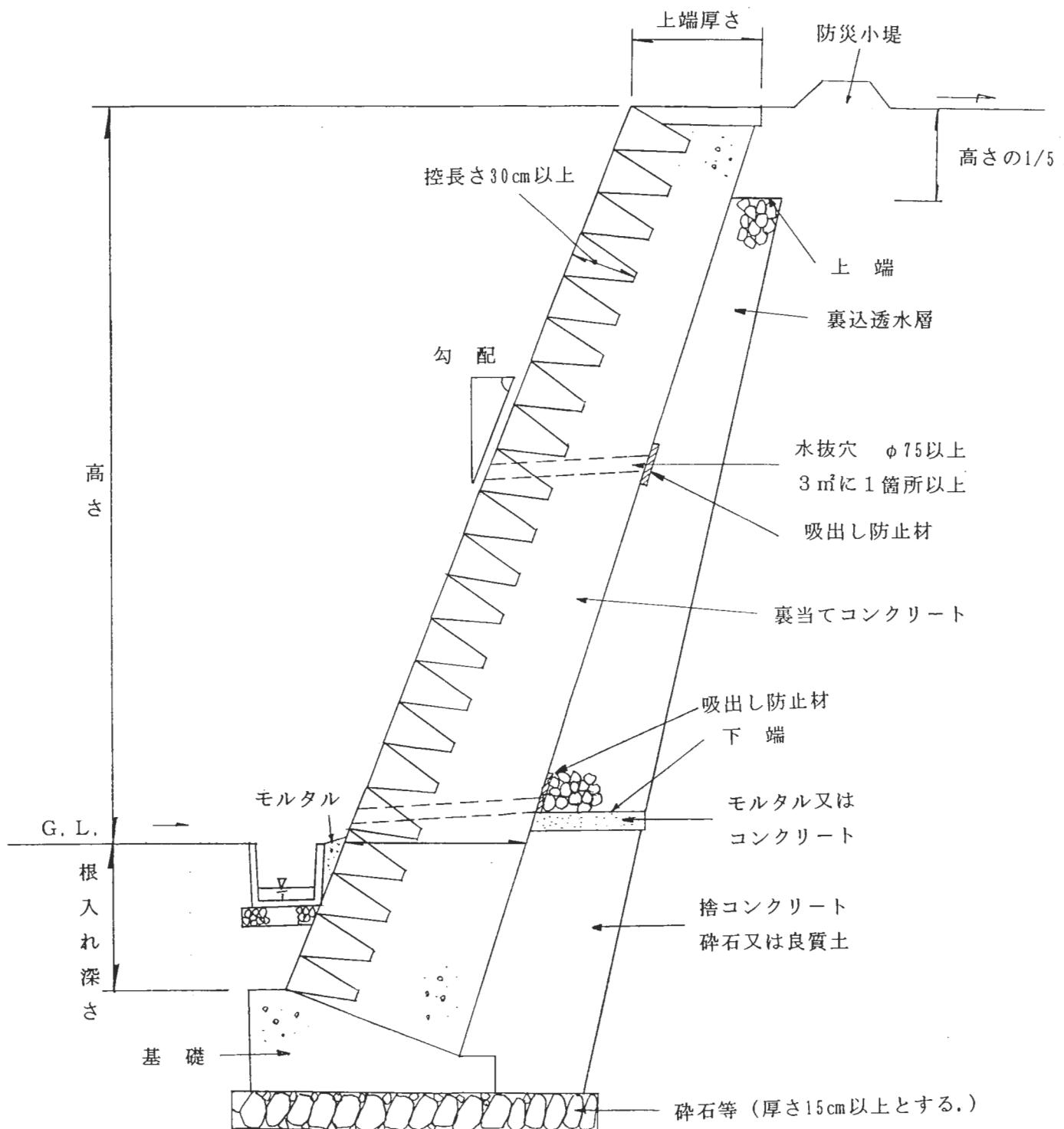
練石、コンクリートブロック積み造擁壁の厚さ及び根入れ深さ

（表3）

第一種 岩屑砂利砂利砂にり砂混じるもの		第二種 真砂土関東ローム硬質粘土その他これらにこれらに類するもの		第三種 その他の土質(卵辰山屑はこの土質と見る。)	
70°を越え75°以下(1:0.27~1:0.36)		65°を超えて70°以下(1:0.36~1:0.47)		65°以下(1:0.47以上)	
H: 2m以下	H: 3m以下	H: 2m以下	H: 3m以下	H: 2m以下	H: 3m以下
					<img alt="Diagram of a soil profile with a slope angle of 65° or less. The top layer is labeled H, followed by

(注) 根入れ深さとは、擁壁の下端（擁壁前面の地盤面と接する部分）から基盤の上面（擁壁前面）までの部分です。

練石、コンクリートブロック積み造擁壁



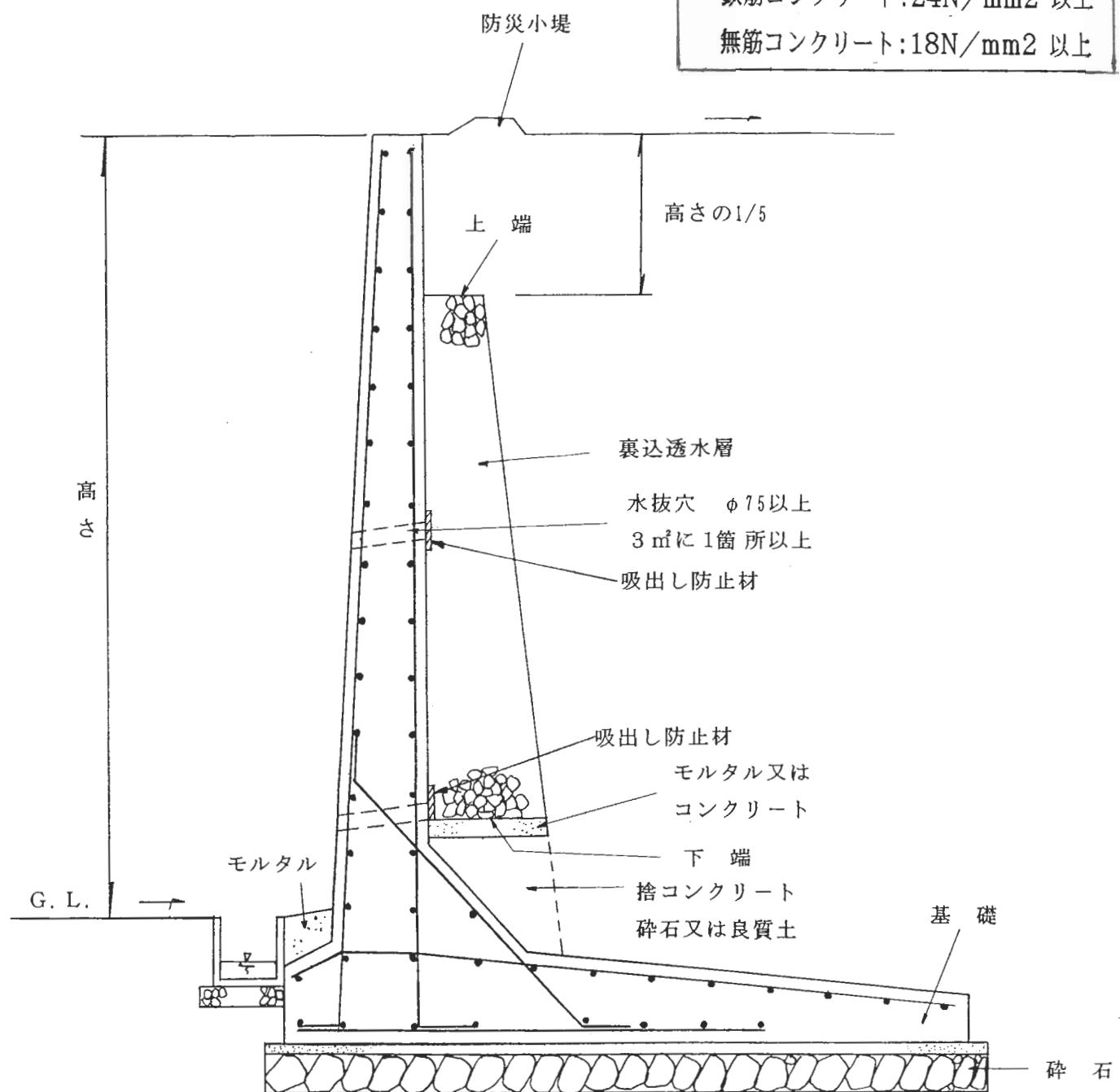
(図 12)

金筋コンクリート擁壁(工型)

コンクリート強度

鉄筋コンクリート: 24N/mm² 以上

無筋コンクリート: 18N/mm² 以上

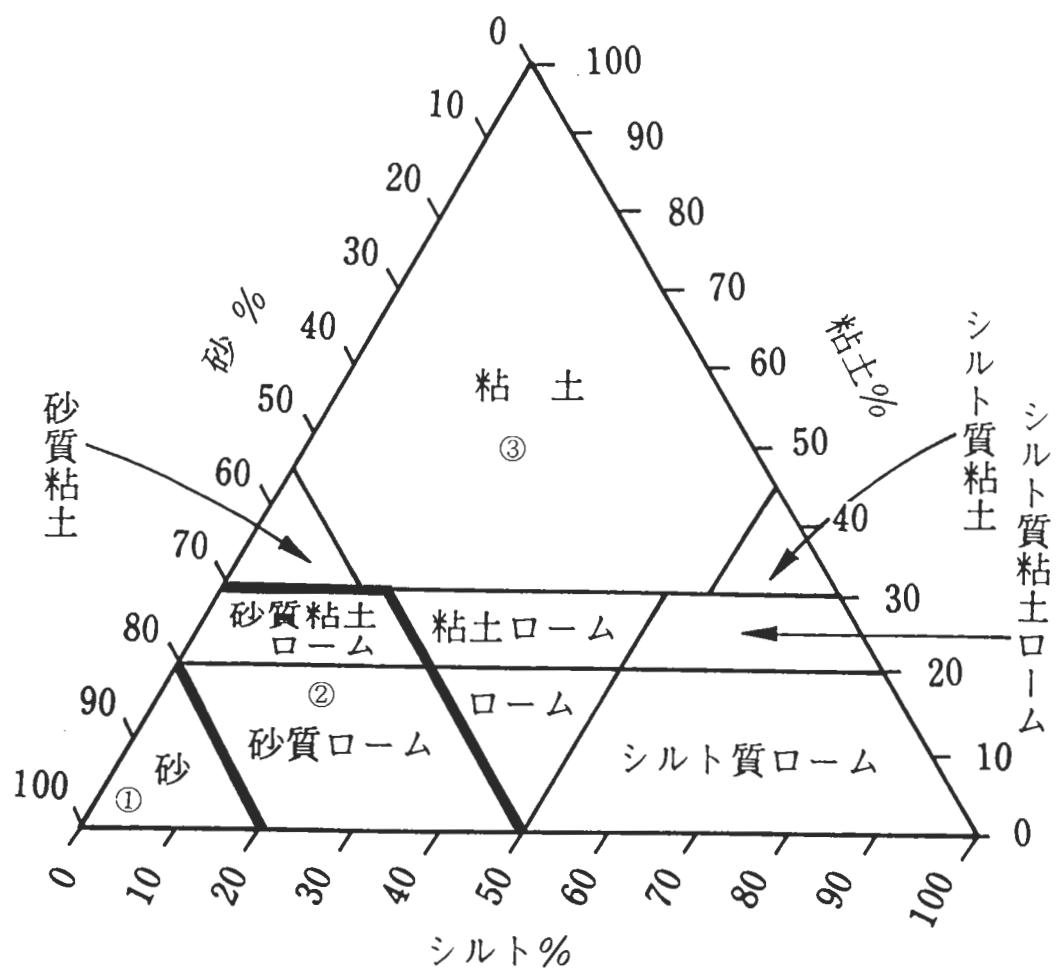


(図 13)

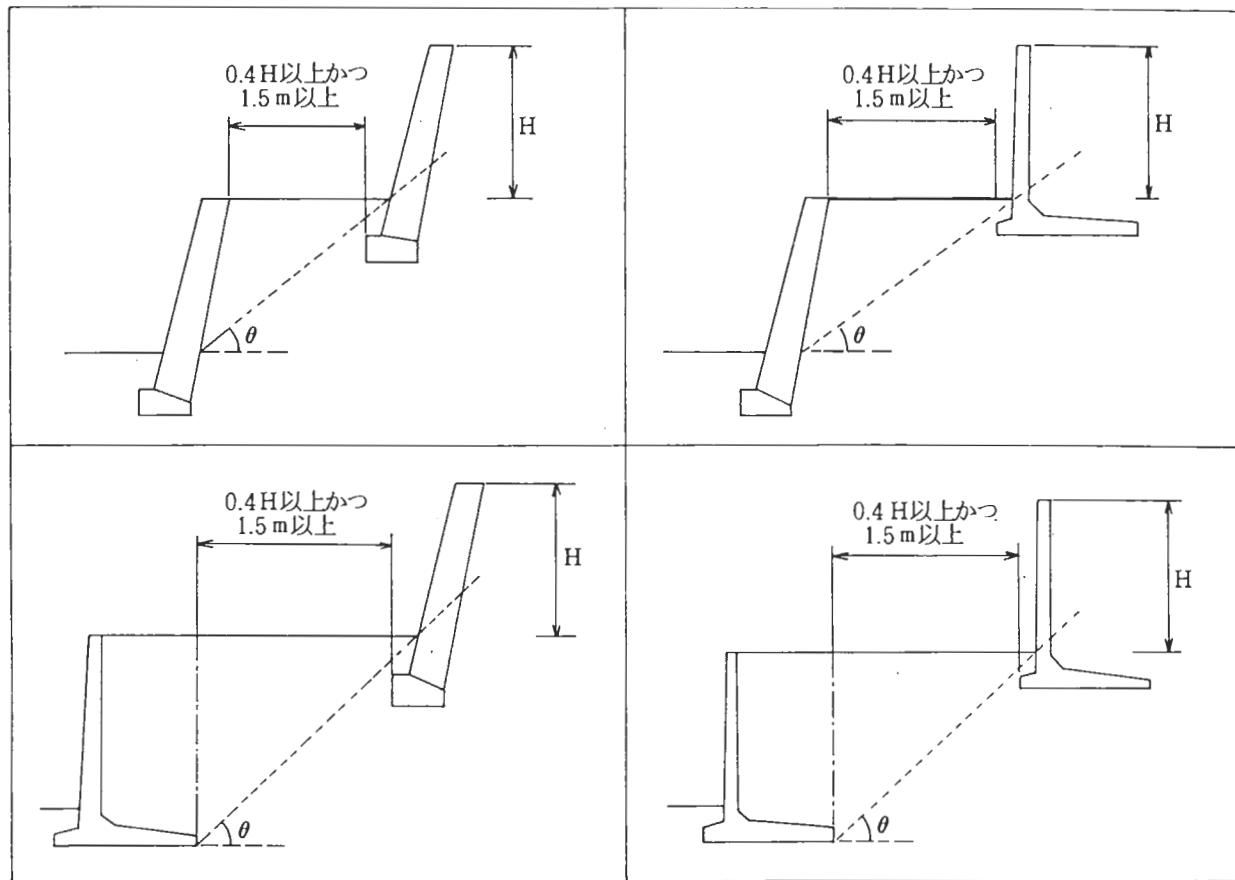
表 4 (図 14 参照)

	土 質	単位体積重量	土圧係数	摩擦係数
①	岩砂利砂	1.8 t/m ²	0.35	0.5
②	砂質土	1.7 t/m ²	0.40	0.4
③	シルト、粘土など	1.6 t/m ²	0.50	0.3

(注) 摩擦係数は基礎と土との摩擦の程度を示す。



(図 14)



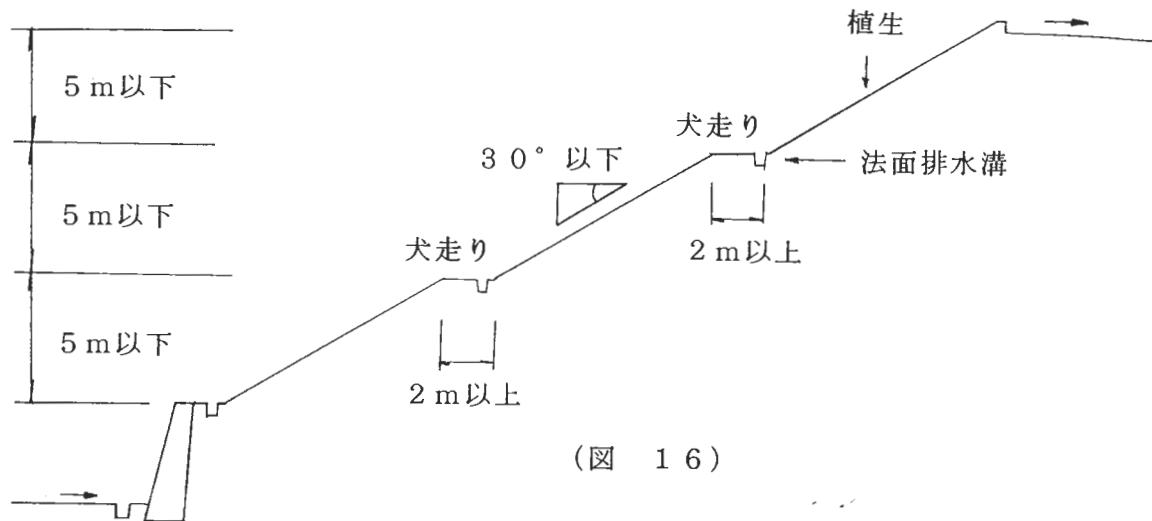
(図 15)

表 5

背面土質	軟岩 (風化の著しいものを除く)	風化の著しい岩	砂利, 真砂土, 関東ローム, 硬質粘土その他これらに類するもの	盛土又は腐食土
角度 (θ)	60°	40°	35°	25°

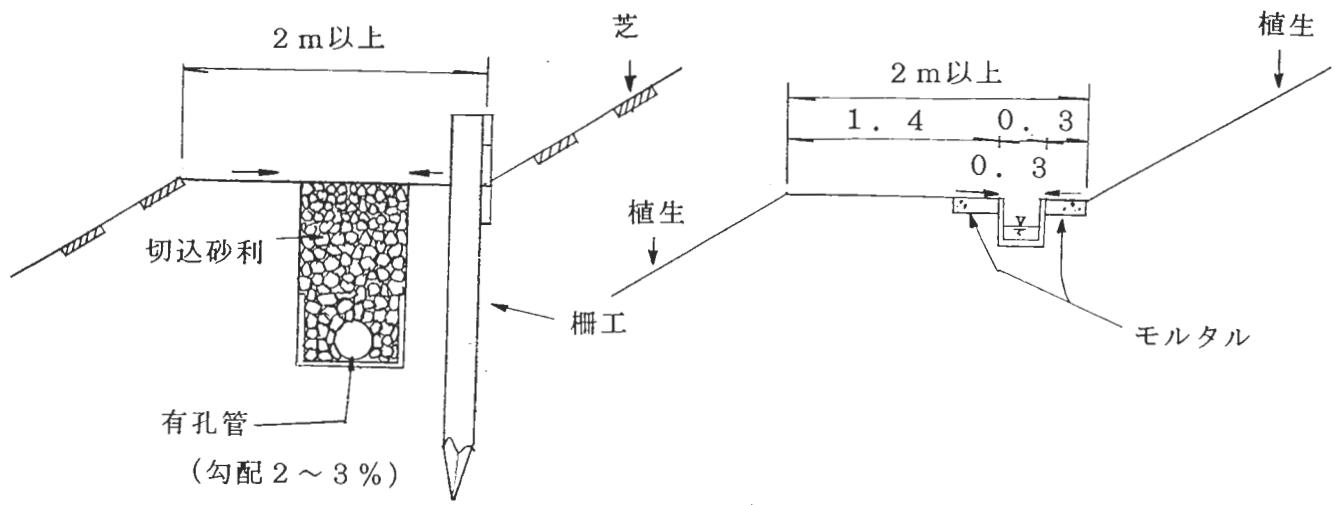
5. 「がけ」の保護 (図16、図17)

- (1) 切土又は盛土によって生ずる法面の勾配は「3.擁壁設置基準」による。
- (2) 擁壁で覆わない法面は、石張り、芝張り、モルタル吹付等によって、風化その他の浸食に対して保護すること。
- (3) 垂直高さ5m以下ごとに幅2m以上の犬走りを設けなければならない。
- (4) 犬走り、法尻には必ず排水溝を設けなければならない。
- (5) がけの上端に続く地盤の勾配はがけと反対方向に水が流れるようにつければなければならない。
- (6) 盛土による斜面垂直高さは、原則として10mを超えないように設計する。これを超える場合は、必ず滑りに対する安定計算を行い、あわせて詳細断面図を添付すること。



(図 16)

法面排水溝の例



(図 17)

6. 排水施設

- (1) 原則として排水施設の有効断面の大きさは流量計算により決定されたものでなければならない。なお、計算方法については「許可申請書作成要領」を参照すること。
- (2) 下記の箇所には必要な排水施設を設けなければならない。
- ア がけ（擁壁で覆われたものを含む）の下端
 - イ がけ面に水を流下させないための切土面、盛土面の上端
 - ウ 道路又は道路となるべき土地の側辺
 - エ 切土した場合における湧水のおそれのある箇所
 - オ 盛土することとなる土地における既存の流路又は湧水のある箇所
 - カ その他、地表水を速やかに排除する必要のある土地の部分
- (3) 排水施設には必要な箇所に泥ため、集水に支障の無いような構造の柵又はマンホールを設けなければならない。なお、溜柵等の構造は掃除をするのに支障のないものとすること。
- (4) 排水施設の流末は放流先に支障なく流出できるような構造としなければならない。

宅地造成工事施行に伴う注意事項

1. 工事着手について

- 宅地造成に伴う流末処理、道路及び境界等の相隣関係の問題を解決して着手してください。
- 工事に着手するまでに、現場管理者を選定し、現場管理者選定届を市長に届け出てください。
- 工事施行に伴う災害の防止の措置に万全を期してください。(梅雨及び台風時の大規模な土工は避けるように施工計画をたててください。)
- 工事施行中の仮排水は特に注意して設置してください。
- 工事の着手の日から完了の日まで、許可済の標識を現場の見やすい場所に掲示してください。
- 工事現場には常に許可証の添付図面と同じ設計図面を備え付けてください。

1.00 m																											
<p>宅地造成等規制法による許可済 金沢市</p> <table border="1"><tr><td>許可番号</td><td>許可年月日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td colspan="5">造成主氏名</td></tr><tr><td colspan="5">工事施行者氏名</td></tr><tr><td colspan="2">工事期間</td><td>年</td><td>月</td><td>日 から</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>年</td><td>月</td><td>日 まで</td></tr></table>			許可番号	許可年月日	年	月	日	造成主氏名					工事施行者氏名					工事期間		年	月	日 から			年	月	日 まで
許可番号	許可年月日	年	月	日																							
造成主氏名																											
工事施行者氏名																											
工事期間		年	月	日 から																							
		年	月	日 まで																							
			80 cm																								
			60 cm																								
G. L.																											

2. 工事施行状況の報告書について

宅地造成に関する工事の工程が、次の時期に達したときはそのつど、規定の様式に写真を添付して市長に届け出て下さい。

	工 程 連 絡 時 期
コンクリート 造(鉄筋無筋) の 擁 壁	<ul style="list-style-type: none">○基礎杭の完了したとき。○基礎及び壁体の配筋工事が完了したとき。○型枠工事(水抜き穴も含む)の完了したとき。○透水層の末端部分が完了したとき。○擁壁工事の完了したとき。
練積み造の 擁 壁	<ul style="list-style-type: none">○基礎杭の完了したとき。○2段目が積み終わったとき(水抜き穴も含む)。○擁壁の高さの1/3が積み終わったとき(水抜き穴も含む)。○透水層の末端や裏込めの下端部分が完了したとき。○擁壁工事の完了したとき。
排 水 施 設	<ul style="list-style-type: none">○型枠工事の完了したとき。○集水管・暗渠・管渠等の配置を完了し土砂の埋め戻し直前となったとき。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">○施工段階で工事完了後外部から明瞭に確認できなくなる箇所で特に必要なとき。

3. 工事の記録について

工事の施行状況の報告書の提出時の施工段階で、工事完了後外部から明瞭に確認できなくなる箇所を、尺度が確認できるように撮影した写真を撮り、完了検査のときまでに提出して下さい。

4. 工事の変更届について

工事の途中で宅地の面積または工事の概要を変更するときは、あらためて許可を受けなければなりません。

ただし工事の変更が次のような軽微なもので、かつ、防災上支障がないときは、その工事に着手する前に規定の様式により、市長に届け出してください。

- ①切土・盛土の土量が現設計以下になる変更のとき。
- ②同一工法において強度に影響のない程度の構造・位置等の変更のとき。
- ③がけ勾配が緩やかになるような変更のとき。
- ④許容水量内における排水施設の位置・寸法の変更及び排水方向を著しく変更しないとき。

5. 承継届について

相続・合併・その他の理由により、当該許可を受けた者の地位を承継したときは、速やかに規定の様式により市長に届け出してください。それ以外のときは、許可を新たに受けてください。

6. 造成主等の住所変更について

次のときは、規定の様式により市長に届け出してください。

- ①造成主・設計者の住所変更のとき。
- ②施行者の住所または氏名の変更のとき。

7. 工事中止（再開）について

工事の途中で工事を中止するとき、その後再開するときは規定の様式により、市長に届け出してください。

8. 工事の取りやめ届について

許可工事の完了前に工事を取りやめるときは、施行状況を表す図面及び写真を添付して規定の様式により市長に届けてください。

9. 完了検査について

工事が完了したときは、完了検査申請書を市長に提出して検査を受け、検査済証の交付を受けてください。

注) 許可申請書、完了検査申請書、届け出の用紙は下記の係にあります。

宅地造成等規制法の窓口

金沢市役所 道路建設課 がけ地対策室
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL:220-2612 FAX:260-6921